

愛媛県土地家屋調査士会役員等選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第28条に規定する役員及び会則第29条第5項に規定する監事の職務を代理する者（以下「予備監事」という。）を公正かつ適正に選任することを目的とし、会則第31条第2項の規定により必要な事項を定める。

(選任する役員等の数)

第2条 この規則を適用して選任する役員及び予備監事（以下「役員等」という。）の数は、理事会で定める。

2 前項の役員等の数を定めるに当たっては、会員数、事業規模、地域的均衡及び会務の円滑な運営を総合的に勘案しなければならない。

(選任の方法)

第3条 役員等は立候補制とし、会員の意思を反映した選任を原則とする。立候補者が前条で定めた数を超えるときは、投票による選挙（以下「選挙」という。）により選任する。ただし、会務の継続性及び地域的代表性を確保するため、次の各号に掲げる、選挙を行わずに当選候補者となる役員候補者（以下「非選挙役員候補者」という。）については、この限りではない。

(1) 会長当選者が、会務の円滑な執行を図るため、あらかじめ指名した副会長候補者（以下「指名副会長候補者」という。）1名

(2) 会長当選者が、専門分野及び経験の多様性を考慮し、あらかじめ指名した理事候補者（以下「指名理事候補者」という。）2名

(3) 各支部から1名選出した理事候補者（以下「支部推薦理事候補者」という。）6名

2 選挙により選任する役員等の数は、第2条により定めた役員等の数から、非選挙役員候補者の数を減じた数とする。

(候補者の区分)

第4条 この規則に基づく役員等の候補者の区分は、次の各号による。

(1) 会長候補者

(2) 副会長候補者

(3) 理事候補者

- (4) 監事候補者
- (5) 予備監事候補者

(立候補の要件)

第5条 会長の候補者に立候補する者は、会員5名以上の推薦を受けなければならない。

(立候補の届出)

第6条 役員等の候補者に立候補する者は、立候補届出書(付録第1号様式)を立候補受付期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 会長の候補者に立候補する者は、前項の届出書に加えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 所信表明書
- (2) 推薦書(付録第2号様式)
- (3) 指名候補者届出書(付録第5-1号様式および第5-2号様式)

3 前項第3号の指名候補者については、あらかじめ本人の就任承諾を得ておかなければならない。

(立候補の辞退)

第7条 前条の立候補届出書を提出した者(以下「立候補者」という。)は、その届出を受理した旨の通知があった日の翌日から7日以内に限り、立候補辞退届(付録第3号様式)を選挙管理委員会に提出して、立候補を辞退することができる。

(支部推薦理事候補者)

第8条 支部推薦理事候補者は、各支部内に所属する会員から選考する。

(支部推薦理事候補者の届出)

第9条 各支部長は、前条の規定による候補者の就任の承諾を得て、支部推薦理事候補者届出書(付録第4号様式)を、立候補受付期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補重複の禁止)

第10条 役員等のいずれかの候補者となった者は、重ねて他の候補者となることができない。ただし、指名副会長候補者及び指名理事候補者については、複数の者から重ねて指名されることを妨げない。

2 指名副会長候補者又は指名理事候補者として指名を受けた候補者は、同一の役員改選において自ら立候補することはできない。

第2章 選挙管理委員会

(管理委員会)

第11条 役員等の選任に関する事務を行うため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(管理委員会の組織)

第12条 管理委員会は、選挙管理委員（以下本章において「委員」という。）5名以上7名以内をもって組織する。

- 2 委員は、会員から選出し、役員等の選任を行う総会開催日の50日前に、選挙の公正及び中立性に配慮して、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 委員が、役員等の候補者となったときは、その資格を失う。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 管理委員会は、委員長が招集する。ただし、最初にかれる管理委員会は、会長が招集する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、就任後最初に開催された総会の終結後から2か月までとする。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。

(管理委員会の議決)

第14条 管理委員会の議決は、委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(管理委員会の職務)

第15条 管理委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 役員等の選任及び候補者に関する告示及び通知
- (2) 立候補届出書、推薦書、指名候補者届出書、支部推薦理事候補者届出書、立候補辞退届の受理
- (3) 選挙公報の発信
- (4) 投票に関する事務及び管理
- (5) 開票に関する事務及び管理
- (6) 当選者の決定及び総会における議長（以下「議長」という。）への報告
- (7) 候補者選考委員会への候補者の選考の付託並びにその結果報告書の受理及び告示

- (8) 所信表明に関すること
- (9) その他役員等の選任に関して必要な事務

(役員等の選任及び候補者に関する告示)

第 16 条 管理委員会は、役員等の選任及び候補者に関する事項を管理委員会の事務所内に掲示して告示する。

- 2 役員等の選任に関しては次に掲げる事項を告示する。
 - (1) 選挙により選任する役員等の数
 - (2) 選挙の期日及び場所
 - (3) 届出書等の届出期間及び場所
 - (4) その他、役員等の選任について管理委員会が必要と認めた事項
- 3 候補者に関しては次に掲げる事項を告示する。
 - (1) 候補者の氏名
 - (2) 候補者区分
 - (3) 所属支部
- 4 管理委員会は、各候補者の届出書等を受領したときは、速やかに当該候補者に通知し、前項の事項を告示しなければならない。また、遅滞なくこれを会員に通知しなければならない。

(告示の時期)

第 17 条 役員等の選任に関する告示は、役員等を選任する総会開催日の 40 日前までに行わなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

(選挙公報)

第 18 条 管理委員会は、次のとおり選挙公報を発信する。

- (1) 選挙公報には、各候補者の氏名、所属支部、調査士業務歴、役員歴を掲載する。なお、立候補者の希望により、その所信を表明する文章を掲載することができる。
 - (2) 立候補者が、選挙公報にその所信を表明する文章の掲載を希望するときは、立候補届出の締切日までに、管理委員会に提出しなければならない。
 - (3) 前号の規定により提出された文章は、候補者区分ごとにそれぞれの立候補届出順により、原文のまま選挙公報に掲載する。
- 2 選挙公報は、総会開催日までに会員に発信するものとする。

(事務局)

第 19 条 管理委員会の事務所は、愛媛県土地家屋調査士会の事務所に置き、管理委員会の事務を補助させるため、事務局を置く。

第3章 選挙運動

(選挙運動)

第20条 選挙運動は公明正大を旨とし、候補者及び推薦人を含む何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員として品位をけがすこと
 - (2) いかなる名義をもってするのを問わず、利益の授受又はその約束をし、供応し又はこれを受け取ること
 - (3) 候補者を誹謗し、その他不当な手段で他の候補者の当選を妨害すること
- 2 選挙運動の期間は、候補者が管理委員会から第16条第4項による受理した旨の通知を受けた時から投票の行われる前までとする。
- 3 総会の議場における選挙運動は、議長の指示に従わなければならない。

(所信表明)

第21条 会長及び副会長候補者は、総会の議場において、所信を表明することができる。

- 2 所信表明に関する事項については、管理委員会が別に定め、立候補者に事前に通知するものとする。

第4章 選挙

(選挙の方法)

第22条 第3条第1項の規定により行われる候補者区分ごとの選挙は、会長、副会長、理事、監事、予備監事の順序により投票する。ただし、選挙が行われない候補者区分については、この限りではない。

(選挙権者)

第23条 選挙権を行使できる者は、会則第44条に規定する総会の議決権を有する会員のうち、選挙が行われる総会に出席し、投票の際、総会の議場に在席している者とする。この規定は、総会における審議と一体として選挙を行い、所信表明などを直接踏まえたうえで公正かつ適切な意思決定を行うことを目的とする。

(投票用紙)

第24条 管理委員会は、選挙の対象となる候補者区分毎に投票用紙を調製しなければならない

ない。

2 前項の投票用紙には、候補者の氏名を届出順に記載しておくものとする。

(投票方法)

第 25 条 投票は、投票用紙に記載された候補者のうち、当選させようとする者の欄内所定の箇所に○印を付して、定められた投票箱に投入する方法により行う。

2 投票用紙に記載することのできる○印の数は、当選者が1名の選挙については1個、当選者が複数名の選挙については、選挙により選任する数から1を減じた数とする。この規定は、組織内での多様性を確保し、会員の意思をより投票に反映させることを目的とする。

(無効票)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 所定の投票の方法によらないもの
- (3) 定められた数を超える○印を付したのもの
- (4) その他管理委員会の定める方法に著しく反するもの

(開票)

第 27 条 開票は、管理委員会が定めた場所で、候補者ごとに1名の立会人が立会いの上で、管理委員会が行う。ただし、候補者全員の立会人の立ち会いがいないことは、開票作業を妨げない。

2 前項の立会人の立会いを希望する候補者は、他の役員等候補者及び管理委員以外の会員のうちから立会人を指名して、開票前に管理委員会に届け出ることができる。

(当選者の決定)

第 28 条 この規則による当選者の決定は、この条に定めるところによる。

- 2 役員等候補者の数がその定数を超えない場合、当該候補者を当選者とする。
- 3 第3条第1項各号に規定する当選候補者となった非選挙役員候補者は、前項の規定にかかわらず、当選者とする。
- 4 選挙を行う場合における当選者の決定は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 会長当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。
 - (2) 得票数が同数のときは、管理委員会の定める抽選方法により、当選者を決定する。
 - (3) 候補者が3名以上であって、本項第1号の規定による過半数得票者がいないときは、上位得票者2名をもって再投票を行い、得票数の上位者を当選者とする。
 - (4) 副会長、理事、監事及び予備監事の当選者は、定数までの上位得票者を当選者とする。
 - (5) 第2号の規定は、得票数が同数で上位得票者、または、再投票による当選者を特定で

きないときに準用する。

- 5 当選者の決定後2か月以内に、会長を除く役員等に欠員が生じたときは、選挙が行われた区分に限り、次点の者を順次当選者として繰り上げ、当選者とする。

(再投票)

第29条 前条第3項第3号の再投票については、本章の規定を適用する。ただし、第24条第2項及び第25条については、管理委員会が別に定めるところによる。

第5章 選任の手続

(議長への報告)

第30条 管理委員長は、当選者が確定したときは、総会の議場において、選挙が行われな
い場合は、候補者全員が当選した旨を、選挙が行われた場合は開票の終了を告知し、選挙
が行われた候補者区分ごとに投票総数、有効投票数、無効投票数及び候補者ごとの得票数
並びに当選者の氏名を、議長に報告しなければならない。

- 2 管理委員長は、前項の当選者のほか、選挙を行わずに当選者となった非選挙役員候補者
の氏名を議長に報告しなければならない。

(選任の効力)

第31条 役員等の選任の効力は、選挙による当選者については、議長が総会にその氏名及
び所属支部を告知した時に生ずる。選挙によらない当選者については、総会において選任
の議決がなされた時に生ずる。

- 2 第28条第5項の規定による当選者は、総会において承認されたものとみなす。

第6章 候補者選考委員会

(選考委員会)

第32条 届出のあった各候補者の数が、第2条の規定により定めた定数に満たないときは、
その不足する数について、総会において当選者とする候補者を補充するため、候補者選考
委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

第33条 選考委員会は、会員数及び事業規模を考慮し、松山支部から3名、他の各支部か
ら1名の計8名の選考委員（以下本章において「委員」という。）で組織する。

- 2 管理委員長は、前条の規定に該当することになったときは、直ちに会長に報告するとともに、前項の委員の選出を求め、定数に満たない役員等の候補者の選考を選考委員会に付託する。
- 3 会長は、前項の報告があったときは、直ちに委員を任命し、最初にかかれる委員会を、速やかに招集しなければならない。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 委員は、役員等の候補者となることができない。
- 6 委員は、管理委員を兼ねることができない。
- 7 選考委員会は、委員長が招集する。

(委員の任期)

第 34 条 委員の任期は、就任後最初に開催された総会の終結後から 2 か月までとする。

(選考委員会の議決と職務)

第 35 条 選考委員会の議決は、委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

- 2 委員長は、候補者の選考の経過及び結果を、当該候補者の就任の承諾を得て、速やかに管理委員長に報告（付録第 6 号様式）しなければならない。

第 7 章 補則

(規則の改廃)

第 36 条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

1. この規則の制定・改廃は理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。
2. この規則改正は昭和 58 年 5 月 28 日から施行する

附 則

1. この規則改正は昭和 63 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

1. この規則改正は平成 5 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

1. この規則改正は平成 11 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

1. この規則改正は平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規則改正は令和 8 年 5 月 22 日から施行する。

(付録第1号様式)

立候補届出書

立候補する役職名	会長 ・ 副会長 ・ 理事 ・ 監事 ・ 予備監事
所属支部	
ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日生
事務所所在地	電話 ()
登録年月日 及び番号	年 月 日 登録第 号
会の役職歴	

愛媛県土地家屋調査士会の役員選挙に上記のとおり立候補いたします。

年 月 日

氏名

印

愛媛県土地家屋調査士会

選挙管理委員会 御中

(付録第2号様式)

推 薦 書

推薦を受ける者	所 属 支 部	
	氏 名	
	事 務 所 所 在 地	
	登 録 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 登 録 登 録 第 号

愛媛県土地家屋調査士会の役員選挙に上記の者を会長候補者として、推薦いたします。

年 月 日

推薦者 ⑩

推薦者 ⑩

推薦者 ⑩

推薦者 ⑩

推薦者 ⑩

愛媛県土地家屋調査士会
選挙管理委員会 御中

(付録第3号様式)

立 候 補 辞 退 届

年 月 日付けをもって愛媛県土地家屋調査士会役員選挙の（会長・副会長・理事・監事・予備監事）に立候補する旨の届出をいたしましたが、下記理由により辞退いたしたく、届出いたします。

記

(理由)

年 月 日

氏 名

印

愛媛県土地家屋調査士会
選挙管理委員会 御中

(付録第4号様式)

支部推薦理事候補者届出書

選出される役職名	理事
所属支部	
ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日生
登録年月日 及び番号	年 月 日 登録 登録第 号
上記推薦を承諾します。 年 月 日 被推薦者 ㊟	

愛媛県土地家屋調査士会の役員選挙に上記の者を支部推薦理事候補者として、届出します。

年 月 日

支部長

㊟

愛媛県土地家屋調査士会
選挙管理委員会 御中

(付録第 5-1 号様式)

指 名 副 会 長 候 補 者 届 出 書

ふりがな 氏 名	登録 番号	会の役職歴	備 考

上記の者を指名副会長候補者として届出いたします。

なお、候補者本人の就任承諾意思を確認していることを申し添えます。

年 月 日

氏 名

Ⓔ

愛媛県土地家屋調査士会

選 挙 管 理 委 員 会 御 中

(付録第 5-2 号様式)

指 名 理 事 候 補 者 届 出 書

ふりがな 氏 名	登録 番号	会の役職歴	備 考

上記の者を指名理事候補者として届出いたします。

なお、候補者本人の就任承諾意思を確認していることを申し添えます。

年 月 日

氏 名

印

愛媛県土地家屋調査士会

選 挙 管 理 委 員 会 御 中

(付録第6号様式)

選考候補者届出書

役職名	ふりがな 氏名	登録番号	所属支部

上記の者を愛媛県土地家屋調査士会の役員等候補者として届出いたします。
なお、候補者本人の就任承諾意思を確認していることを申し添えます。

年 月 日

愛媛県土地家屋調査士会
候補者選考委員長

愛媛県土地家屋調査士会
選挙管理委員会 御中